

○横須賀市私立高等学校教材等購入費補助金交付要綱

昭和54年 4 月 1 日

(総則)

第1条 私立高等学校の健全な発展及び特色ある教育の振興並びに本市におけるより良い教育環境づくりのために、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第10条の規定に基づき私立高等学校に対する教材等購入費補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「私立高等学校」とは、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が、本市に設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校をいう。

(補助対象)

第3条 補助対象となる経費は、当該補助金交付年度における私立高等学校の教材等購入に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 教材費
- (2) 備品費
- (3) 体育等教育指導用設備整備費

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助金と同様の趣旨の他の補助金の交付（国、県その他団体によるものを含む。）を受ける場合における当該補助金の対象経費とした経費は、補助対象となる経費としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、当該補助金交付年度の5月1日現在の本市在住の在校生徒1人につき年額2,600円とする。

(申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、当該補助金交付年度の5月1日現在の本市在住の在校生徒数を明らかにした書類とする。

(実績報告の添付書類)

第6条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。